歳出科目の例示　地域学力向上支援事業の助成対象・対象外経費の基準

地域振興事業助成金交付要綱の別表2で定める助成対象事業の内容は、①地域塾、②検定料補助（注）、③学力向上のための講演会とし市町村及び市町村が補助金を支出して実施する①～③までの事業の対象経費は以下の基準とする。

節	細節	歳出科目の例示と助成対象・対象外経費		備考
賃金		対象外		
報償費		対象	講演会、研究会等の講師に対する謝礼金 塾講師、学力指導員謝金	支払基準は市町村の規程に準じる
旅費	費用弁償旅費	対象	講師、学力指導員の費用弁償旅費	支払基準は市町村の規程に準じる
	普通旅費	対象外	職員旅費	
需用費	消耗品費	対象外	事務用消耗品、教材等	
	燃料費	対象外	ガソリン代等	
	食糧費	対象外	弁当、酒、飲み物等	
	印刷製本費	対象外		
	光熱水費	対象外	電気、水道、ガス料金	
	修繕料	対象外	備品や建物の修繕又は補修	
	賄材料費	対象外	料理、食材の原材料費	
役務費	通信運搬費	対象外	郵便料、運搬料	
	保管料	対象外	物品の保管料	
	広告料	対象外	新聞等に掲載する広告料	
	手数料	対象	英検、漢検、数検の検定料	
		対象外	送金・振り込み手数料	
	筆耕翻訳料	対象外	筆耕料、翻訳料	
	保険料	対象外	イベント等の保険料、施設に係る保険料、自動車損害保険料	
委託料		対象	①地域塾、②検定補助、③学力向上のための講演会を実施する団体への委託料	
使用料及び賃借料		対象	土地、家屋、会場、会議室の借り上げ料	
		対象外	機械、器具等の借り上げ料 バス、レンタカーの借り上げ料 入場料、拝観料 高速道路通行料	
工事請負費		対象外		
原材料費	工事用原材料費	対象外	セメント、砂利、鋼材、木材等の直営工事用原材料購入費	
	加工用原材料費	対象外	厚木、布等の製造加工用の原材料購入費	
備品購入費		対象外	取得価格が3万円以上の物品	・備品購入費が中心となった事業は本事業の対象としない ・購入した備品は適正な管理を行うこと
負担金補助及び交付金	負担金	対象外	講習会の受講料、団体への負担金など	
	補助金	対象	①地域塾、②検定補助、③学力向上のための講演会を実施する団体・学校への補助金	①～③の事業に直接要する費用のうち本基準で示した対象経費に限る
	交付金	対象外	団体への財政援助目的の交付金	
その他の経費		対象	上記区分のうち対象外とされている経費で助成事業に必要な経費として事前に当協会の承認を得たもの	・当該経費の承認を求める場合は、執行前に当協会に協議すること

注1：検定料補助は検定料の1／2を限度とし、市町村が実質的に負担する金額の80%以内の範囲で助成する。

（例1）補助率50%の場合　（検定料）×50%（補助率）×80%（地域振興事業助成率）

（例2）補助率40%の場合　（検定料）×40%（補助率）×80%（地域振興事業助成率）

（例3）補助率100%の場合　（検定料）×50%（補助率100%ではなく50%とみなす）×80%（地域振興事業助成率）

注2：検定料補助は英検・数検・漢検に限る。